

序章 ガイドラインの活用にあたり

1 本県における訪問看護職員確保の課題

富山県の訪問看護ステーション数は、2023（令和5）年4月現在、96事業所となっておりますが、人口10万人当たりでみると、9.44事業所で、全国平均の12.56事業所を下回っています。

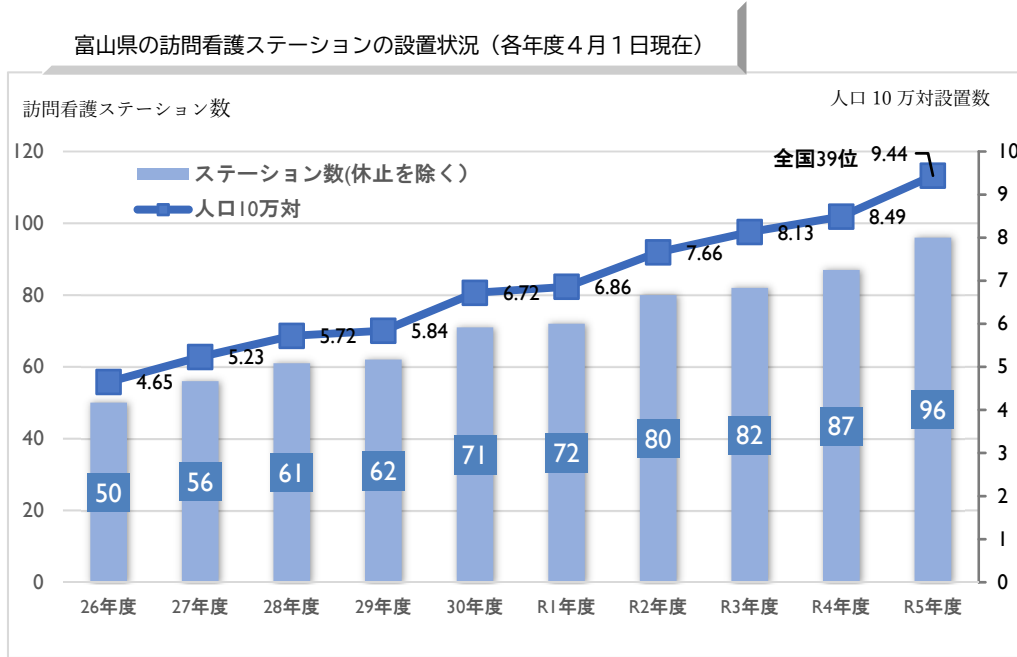


図1 富山県の訪問看護ステーションの設置状況

総務省統計局「人口推計」、(一社)全国訪問看護事業協会
富山県訪問看護ステーション連絡協議会「訪問看護実績報告書」

富山県内の訪問看護師は、2022（令和4）年度末 661人就業しており、10年間で約2倍に増加しています。今後は高齢化の進展等に伴い、在宅医療ニーズが高まる中、在宅医療サービスの要となる訪問看護の役割はますます重要です。

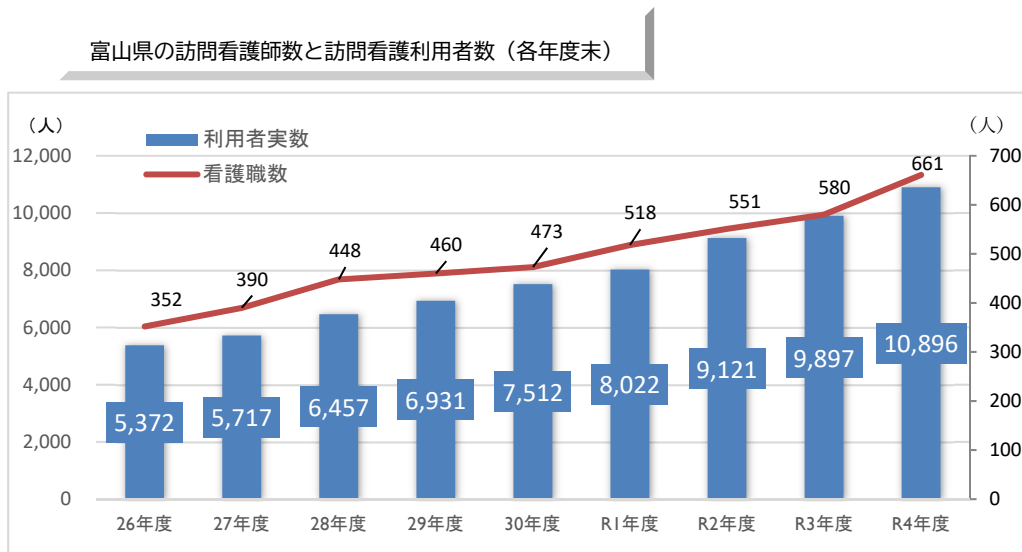


図2 富山県の訪問看護師数と訪問看護利用者数

富山県訪問看護ステーション連絡協議会「訪問看護実績報告書」

2 ガイドライン作成の経緯

富山県ではこれまでも訪問看護を安定的に提供するため、様々な取り組みを行ってきましたが、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、より一層の訪問看護を担う人材の育成・確保が求められています。

これまでは、訪問看護に就業するには、まず病院等で実務経験を積んでからという考えがありましたが、看護師になるための基礎教育においても訪問看護に関する教育は年々充実しており、確立した教育・支援体制があれば、新卒看護師を受け入れ、在宅での看護を提供する中で実践能力を培うことが十分可能であることがわかってきました。

そこで今後、訪問看護ステーションが新卒看護師を採用し、訪問看護師として成長できるよう必要な体制を検討するため、令和5年度「新卒訪問看護師育成試行事業」（以下試行事業という）に取り組むこととなり、教育・育成の実践については、試行事業の実施を募集したところ、訪問看護師ステーションを併設している富山県済生会高岡病院で実施していただくこととなりました。併せて、新卒訪問看護師を育てる拠り所となる「富山県新卒訪問看護師育成ガイドライン」を策定し、県下の訪問看護ステーションが普遍的・具体的に取り組めるように示すこととしました。

富山県では、新卒訪問看護師が就職した訪問看護ステーションを中心に関係機関が連携し、地域全体で育てることを特徴としています。特に、看護師の基盤となる能力育成に重要な社会化の時期である新人期の支援を、医療機関で受け入れる体制としました。

このガイドラインの策定や新卒訪問看護師を育成するために必要な教育体制を検討する場として「富山県新卒訪問看護師育成検討会」を設置しました。構成員は、看護教育機関教員、県内公的病院看護部長他、訪問看護ステーション管理者、行政職員、看護協会職員です。

なお、試行事業は令和5年度及び6年度とし、本ガイドラインも検証等を踏まえて2年間で策定することし、各年度末開催の訪問看護事業報告会において報告を行います。

3 ガイドラインの目的・対象

(1) 目的

ア 訪問看護ステーションに就職した新卒看護師が自律した訪問看護師として活動することができる。

イ 看護の専門職として生涯学習を続け、看護・医療に関する最新の知識や情報を得ることで、安全な看護提供や自身の不安の軽減、キャリア形成に繋げる

(2) 対象

新卒看護師を対象とする

期間は2年間とする

4 ガイドラインの活用方法

各訪問看護ステーションでは、ガイドラインに示す育成プログラムを参考に、業務内容に即した実践的なプログラムに適宜応用し、職場内研修（OJT）、職場外研修（OFF-JT）として実施する